

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年6月29日

□

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	福井県
3. 市区町村名	福井市
4. 届出番号	12
5. 独自利用事務の事例番号	116-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.fukui.lg.jp/sisei/plan/sonota/dokujiriyoujimu.html

執行機関名 福井市長

知事等（教育委員会）が行う子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	2人以上子どもを持つ世帯に対する第2子以降の子どもの就学前までの保育等にかかる経済的負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの（在宅育児応援手当）
② 番号法別表第1の項	94	
③ 番号法別表第2の項	116	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		福井市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1、同第2 2人以上子どもを持つ世帯に対する第2子以降の子どもの就学前までの保育等にかかる経済的負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第1条	福井市在宅育児応援手当支給事業実施要綱第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	この要綱は、県の「ふくい在宅育児応援手当支給事業実施要綱（令和2年4月1日 子第496号）」に基づき、子どもが2人以上で、特に子育ての負担が大きい低年齢児（0～2歳児）を家庭で子育てする在宅育児世帯に対して、経済的支援を実施する福井市ふくい在宅育児応援手当支給事業に関し、必要な事項を定める。
⑦ 独自利用事務の関連規範		ふくい在宅育児応援手当支給事業実施要綱（県）